

令和4年12月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(行ウ)第5号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 令和4年7月5日

判 決

5 岡山県美作市

原 告 山 根 忠 弘

岡山県美作市栄町38番地2

被 告 美作市長 萩原誠司

同訴訟代理人弁護士 小寺立名

10 同指定代理人 山下宗一郎

主 文

- 1 被告は、友和会に対し、11万0857円及びこれに対する本判決確定日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を美作市に支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、公明党美作市議団に対し、8万3939円及びこれに対する本判決確定日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を美作市に支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、創造クラブに対し、2463円及びこれに対する本判決確定日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を美作市に支払うよう請求せよ。
- 4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

25 第1 請求

被告は、別紙1の「相手方」欄記載の各相手方に対し、それぞれ、別紙1の「請求金額」欄記載の各金員及びこれに対する平成24年5月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を、美作市に支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要等

本件は、美作市の住民である原告が、被告に対し、別紙1の「相手方」欄記載の各会派（以下「本件各会派」という。）が、平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）に美作市から交付を受けた政務調査費につき、美作市議会政務調査費の交付に関する条例（甲3。平成18年条例第18号。ただし、平成25年条例第2号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）の使途基準に適合しない違法な支出があり、不当利得として美作市に返還すべきであるにも関わらず、被告が違法な支出に相当する金員及びこれに対する利息の支払請求を違法に怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、本件各会派に対し、別紙3の「否認額」欄記載の各金員及びこれらに対する平成23年度の収支報告書の提出期限の翌日である平成24年5月1日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。）所定の年5分の割合による法定利息の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

1 関係法令の定め

別紙2の定めのとおりである。

2 前提事実（以下の事実は、当事者間に争いがないか、掲記の証拠等により容易に認定することができる。）

(1) 当事者等

ア 原告は、美作市の住民である。

イ 被告は、美作市の執行機関である。

ウ 本件各会派は、いずれも平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における美作市議会の会派である。

(2) 本件各会派に対する政務調査費の交付

美作市は、地方自治法100条14項、15項及び本件条例に基づき、平成23年度政務調査費として、本件各会派に、本件条例3条所定の金員（別紙1の本件各会派の「交付額」欄記載の金額）を交付した（乙B1、C1、D1、E1、G1、I1、K1）。

(3) 本件各会派による政務調査報告書の提出及び残余額の返還

本件各会派は、平成24年4月27日までに、美作市議會議長に対し、収支報告書を提出し、別紙1の本件各会派の「交付額」欄記載の金額から「支出額」欄記載の金額を控除して残余がある場合は、その残余額を美作市に返還した。（甲1、乙B1、C1、D1、E1、G1、I1、K1、弁論の全趣旨）

(4) 住民監査請求等

ア　原告は、平成29年2月27日、美作市監査委員に対し、本件各会派の平成23年度政務調査費の支出のうち、一部が本件条例の使途基準に適合しない違法な支出であり、被告は、本件各会派に対し、違法な支出に相当する金員の不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、それらの行使を違法に怠っているとして、被告が本件各会派に対し上記違法な支出に相当する金員を美作市に返還するよう請求することを求める住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）をした（甲1）。

イ　美作市監査委員は、平成29年3月24日、本件監査請求は、収支報告書の写しが議長から市長に送付された日である平成24年5月20日から1年を経過してされたものであるから、不適法な請求であるとして、これを却下し、平成29年3月26日頃、原告にその旨通知した（甲2、弁論の全趣旨）。

(5) 本件訴えの提起

原告は、平成29年4月3日、本件訴えを提起した（当裁判所に顯著）。

3 争点及び当事者の主張

本件の争点は、別紙3の「否認額」欄記載の各金員に係る支出（以下「本件各支出」という。）が政務調査費から支出することが許されない違法なものであるか否かである。

5 (原告の主張)

市議会議員の活動は、政務調査費との関係では、概念上、政治活動と私的活動に区分することができ、そのうち政治活動は政務調査活動とそれ以外の政治活動に区分することができる。

10 これらの活動のうち本件条例及び本件規則が定める使途基準に適合する政務調査活動についてのみ、政務調査費から支出することが許されるところ、

①当該支出に係る活動の全体が、会派又は所属市議会議員の政務調査に係る支出として適切と判断されるものは、全額支出が許され、②当該支出に係る活動の全体が、私的活動又は政務調査活動以外の政治活動に係る支出と判断されるものは、全額支出が許されず、③当該支出にかかる活動の全体が、①、②のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で支出が許され、それ以外のものについては按分率50%で支出が許されるべきである。

15 上記基準に基づき、本件各会派が平成23年度政務調査費から支出したとして収支報告書に記載した各支出について、政務調査費から支出することが許されるか否かについて個別に判断した結果、別紙3の「否認額」欄記載の各金員に係る支出（本件各支出）は、本件条例の使途基準に適合しない違法な支出であり、政務調査費から支出することは許されない。個々の支出の適否についての原告の主張は、別紙3の「否認理由等」欄記載のとおり（ただし、同一欄中に「全部否認」と「支出の50%は認める」という記載が混在している場合、「全部否認」の記載は除く。）である。

20 (被告の主張)

否認ないし争う。

個々の支出の適否についての被告の主張は、別紙3の「被告の反論」欄記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 総論

(1) 地方自治法100条14項及び同条15項の規定による政務調査費の制度は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなっていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動（以下「政務調査活動」という。）の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものであると解される。本件条例5条、本件規則5条及び同別表は、上記地方自治法の規定を受けて政務調査費を充てることができる経費の範囲（以下「使途基準」という。）を明らかにするものである。このような関係法令の定め及び政務調査費の制度趣旨に鑑みれば、使途基準が支出を認める経費は、政務調査活動に必要な経費をいい、当該行為の客観的な目的や性質に照らして政務調査活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないというべきである。

もっとも、議員が行う活動には、政務調査活動のほか、政党活動、選挙活動といった政治活動や私的活動等があり、これらが混在する活動があり得る。このように政務調査活動とその他の活動が混在する活動に充てられた経費については、原則として2分の1（50%）の割合で按分した限度で、政務調査活動と合理的関連性を有するものと事実上推認するのが相当であり、当該経費にかかる具体的な事情に照らして、これと異なる政務調査活動の比率が具体的に判明する場合には、その比率で按分した額の限度で、政務調査活動と合理的関連性を有するものと認められるというべきである。

(2) 政務調査費の交付を受けた各会派が、政務調査費を政務調査活動と合理的関連性が認められない行為に係る経費に充てた場合、各会派は普通地方公共団体に対して同支出に相当する額の不当利得返還義務を負うこととなるところ、本件は、原告が被告に対してその行使を求めるものであるから、不当利得返還請求権を基礎づける具体的な事実、すなわち、本件各会派が政務調査費を政務調査活動と合理的関連性が認められない行為に係る経費に充てたという事実は、本来、その事実を主張する原告がその主張立証責任を負うものである。

もっとも、政務調査費に係る支出について、原告がその具体的な内容等まで把握するのは困難であると考えられるところ、本件条例及び本件規則において使途基準は明らかにされており、議員は收支報告書を領収書等の証拠書類の写しを添えて提出することになっていることからすれば、原告が問題視する支出の内容（領収書等に記載された使途内容あるいは被告ないし各会派が明らかにした使途内容）が一般的・類型的にみて使途基準に適合するとみられる場合には、原告において当該支出と政務調査活動との間に合理的関連性がないことを積極的に主張立証する必要があり、他方、一般的・類型的にみて使途基準に適合しないとみられる場合には、被告ないし本件各会派において、同支出と政務調査との間に合理的関連性があることを積極的に主張立証する必要があるというべきである。

(3) 以上を踏まえ、本件各支出と政務調査活動との合理的関連性の有無について検討する。以下では、本件各支出を別紙3記載の整理番号を用いて表記することとする。

(4) なお、前提事実(4)イのとおり、美作市監査委員会は、本件監査請求を不適法として却下したものの、証拠（甲1）によれば、本件監査請求は、被告が本件各会派による政務調査費の支出に違法不当なものがあったことにより発生する不当利得返還請求権を行使することを怠る事実をその対象としている

ものと認められるところ、愈る事実をその対象とする本件監査請求には地方自治法242条2項の適用がないと解するのが相当であり、本件訴えは、適法な監査請求が前置されたものとして、適法な訴えというべきである。

2 本件各支出が政務調査費から支出することが許されない違法なものであるか否か（争点）について。

5 (1) 戦気

ア 整理番号Bイ05～13は、戦気所属議員の岩江正行議員（以下「岩江議員」という。）が、平成23年6月22日から同月23日までの日程で東京都に赴いた際の旅費、交通費、宿泊費であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙Bイ5）。

10 証拠（乙Bイ5、乙Bオ1）及び弁論の全趣旨によれば、岩江議員は、上記の日程で、調査研究テーマを「志引峠早期着工調査研究」として、東京都に赴き、国土交通省、岡山県及び兵庫県選出の国会議員との間で、美作市東粟倉地区と兵庫県を結ぶ唯一の道路である志引峠の整備に係る課題について、要望や意見交換を行うとともに、新大久保コリアンタウンに赴き、観光客の動向等について調査研究を行ったことが認められる。

15 前者の国会議員に対する要望や意見交換については、その内容に照らし、市政に関する調査活動であると認められる。

他方、新大久保コリアンタウンに赴いたことについては、一般的にみて観光目的によるものであると推認されるところ、被告は、岩江議員が同所に赴いた理由等について、主として地域の活性化のため岡山県北の作曲家山本寛之氏を訪問し、音楽を使って大原・東粟倉地域を盛り上げることができないかを尋ねたと活動内容をある程度具体的に説明しているものの、新大久保コリアンタウンである必要性については疑問であり、観光目的といった政務調査活動以外の目的が混在していた可能性を否定できない。

20 したがって、上記各支出は、2分の1で按分した額の限度で、政務調査

活動との間に合理的関連性が認められず、その限度で上記各支出は違法であり、返還の対象になるというべきである。

イ 整理番号Bイ15～18は、岩江議員が、平成23年7月11日、美作市の会派である公明党美作市議団、美政会の議員とともに、福井県にある大飯原子力発電所及び京都府南丹市美山町に赴いた際の岩江議員の交通費であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙Bイ7、乙Dイ3、弁論の全趣旨）。

証拠（乙Bイ7、乙Bオ1、乙Dイ3）及び弁論の全趣旨によれば、上記議員らは、平成23年7月11日、調査研究テーマを「原子力発電安全、美山町かやぶきの里、調査研究」として、京都府南丹市美山町に赴き、市役所職員から、観光を中心とした施策や原子力発電の安全、安心について説明を受けるとともに、大飯原子力発電所のPR施設を視察し、美山町の歴史的景観や地元の食材を活かした町づくりの取組みについて視察したことが認められる。その行程・内容等に照らせば、上記訪問等は、原子力発電の安全、安心についての教養、知見を深め、文化遺産を利用した観光振興の参考にすることを目的とするものいうことができ、市政に関する調査活動であると認められる。

原告は、美作市の市政との関連性が不明であると主張するが、美山町における視察の結果は、同じく自然豊かで農業も盛んな美作市においても学ぶべき点がある、原子力発電の安全、安心については、日本全国どの自治体であっても無関係とはいはず、議員としては、危機感を持って調査研究に取り組むことが重要である旨の被告の説明に不合理な点はなく、上記調査活動と美作市の市政との関連性が不明であるとはいえない。

また、原告は、日程表もなく不明点が多いと主張するが、視察内容に照らしてその行程にことさら不審なところはなく、原告の上記指摘も上記認定判断を覆すに足りるものではない。

したがって、上記各支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記各支出が違法であるとはいえない。

ウ 整理番号Bオ01、Bク01は、戦気の会報合計800部の印刷代及び郵便代であり、その全額を政務調査費から支出したものである。（乙Bオ1、乙Bク1）

証拠（乙Bオ1）によれば、上記会報は、冒頭に岩江議員の写真及びあいさつ文が掲載されているものの、1頁目から2頁目にかけて平成23年3月、6月、9月及び12月の定例議会における同会派による一般質問やこれに対する答弁が整理して掲載されるとともに、会派の行った調査研究等の内容の報告が掲載されていることが認められ、基本的に市政に関する情報を市民に広報するものであると認められる。

原告は、上記会報の発行部数が美作市の世帯数と比較して、あまりにも少數であり、会派の会員向けに送付されているものと推認され、偏りがあると主張する。

しかし、本件証拠上、上記会派が、会派の会員のみに向けて上記会報を配布したと認めるに足りる証拠はない。会報を発行して、市政に関する情報を市民に広報することは、それに対する市民の意思、意見などを把握、聴取する前提となるものであり、これを効率的に行うため、会派が会報の送付先を選別することは合理的であって、会派が会報の送付先を選別したことを持って、直ちに政務調査活動以外の目的があるともいえない。

また、原告は、一般質問及びその質問に対する答弁は議事録（ホームページ等で公開されている。）で確認できると主張するが、会報は、議事録を当該会派の視点で整理するものであり、一般質問等を網羅的に記録した議事録とは役割が異なるものである。

したがって、上記各支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記各支出が違法であるとはいえない。

(2) 友和会

ア 整理番号Cイ01、03~08は、友和会所属議員の安東章治議員（以下「安東議員」という。）が、平成24年2月9日から同月19日までの日程でカンボジアに赴いた際の宿泊費、交通費、通訳に関する費用であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙Cイ1）。

証拠（乙C2、乙Cイ1）及び弁論の全趣旨によれば、安藤議員は、上記日程で、調査研究テーマを「ポルボト政権崩壊後の農業情勢と各種援助の実態」として、クメールルージュが及ぼした影響下での教育環境の充実についてと、教育支援ボランティア活動、現政権下において農業問題と先進的技術の研修、国内情勢とTPPがもたらす各国間の比較、日本の団体が行っているボランティア活動の実態調査を行うため、カンボジアに赴き、大使館において大使と面談したほか、JICAを訪れてカンボジアの経済情勢について説明を受け、農場や産業団地、国立農業試験所を見学し、プノンペン大学において日本人教授と面談し、タケオ市を拠点に現地農業の現状を視察し、日本企業が進出している大農業地帯の視察を行ったことが認められる。これらの視察の目的や内容に照らせば、上記訪問は、基本的に市政に関する調査活動であると認められる。

原告は、美作市の事務との個別具体的な関連が不明であると主張するが、東南アジアから美作市への人材の流入が進んでおり、農業大国であるカンボジアは農業立市である美作市と親和性が高く、県内の団体が支援活動を積極的に行うなど交流も深いという被告の説明は不合理なものではない。

しかし、訪問先が海外であり、一定の移動時間を要することを踏まえても、約10日間の日程が上記調査研究の内容に照らして相当なものであるか否かは、その具体的な行程も踏まえて判断すべきところ、本件証拠上、安東議員が平成24年2月9日9時40分に岡山空港を出発し、同日22時20分（現地時刻）にプノンペン国際空港に到着したこと、同月18日

23時40分（現地時刻）にプノンペン国際空港を出発し、同月19日20時5分に岡山空港に到着したこと（乙Cイ01の11頁）を除いて、カンボジア滞在中の行程は全く不明であり、カンボジアにおける調査研究の内容からみても、約10日間の日程が必要かつ相当なものであるかについては疑問があり、上記日程の全体が上記調査研究に照らして相当なものであるとは認められず、観光を含む政務調査活動以外の目的が混在している可能性を否定できない。

したがって、上記各支出は、2分の1で按分した額の限度で、政務調査活動との間に合理的関連性が認められず、その限度で上記各支出は違法であり、返還の対象になるというべきである。

イ 整理番号Cイ02は、安藤議員が上記アの日程でカンボジアに赴いた際のレストランにおける飲食代金であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙Cイ1）。

しかし、一般的にみて、議員個人の飲食代金の支出については、政務調査活動との合理的関連性がないと考えられるところ、上記支出については、領収証（乙Cイ1の4頁）が提出されているのみであり（しかも、上記領収証によれば、おおむね2名分の飲食料金であることが窺われる。）、被告から上記支出と上記アで認定した調査研究との関連性に関する主張もされていない。

したがって、上記支出は、政務調査活動との合理的関連性がないものと言わざるを得ないが、原告が2分の1で按分した額の限度で否認しているにとどまるなどを踏まえて、2分の1で按分した額の限度で返還の対象になるというべきである。

ウ 整理番号Cイ09～17は、安東議員が、平成23年12月1日から同月3日までの日程で、宮城県石巻市に赴いた際の交通費であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙Cイ2）。

証拠（乙C2、乙Cイ2）及び弁論の全趣旨によれば、安東議員は、上記日程で、調査研究テーマを「震災復旧の状況調査、市役所・職員の災害対応調査」として、宮城県石巻市に赴き、支援物資を輸送するとともに、各避難地及び仮設住宅等を訪問し、地域住民と対話したり、農地の復旧について農家の方と意見交換を行ったことが認められる。上記の行程、内容に照らせば、上記訪問は、東日本大震災による被害からの復旧状況や市役所・職員の災害対応を調査し、美作市における災害対応の参考とすることを目的としたものであり、市政に関する調査活動であると認められる。

原告は、美作市は海に接しておらず、津波や塩害の心配はなく、美作市の市政との具体的関連性が不明であると主張する。しかし、震災の被害は、津波や塩害に限られるものではなく、海に接していない地域においても、例えば地震による震災や大雨による水害被害は起こり得るところ、大規模な災害が起きた場合の復興の状況等を調査することは災害対策に資するものであり、上記調査活動と美作市の市政との関連性がないとはいえない。

また、原告は、新聞・テレビ・インターネット等による情報収集ができるから、現地調査の必要性がないと主張する。しかし、新聞・テレビ・インターネット等によって得られる情報は、記者等が収集、整理した情報にすぎず、議員が現地調査を行うことにより得られる情報とはその質や内容を異にするものであり、現地調査の必要性がないとはいえない。

原告は、議員個人の自由な政治活動である等と縷々主張するが、抽象的な主張にすぎず、上記認定判断を覆すに足りない。

したがって、上記各支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記各支出が違法であるとはいえない。

エ 整理番号Cイ18～24は、同会派所属の小渕繁之議員（以下「小渕議員」という。）が、平成23年11月7日から同月8日までの日程で、東京に赴いた際の交通費及び宿泊費であり、その全額を政務調査費から支出し

たものである（乙Cイ3）。

証拠（乙C2、乙Cイ3）及び弁論の全趣旨によれば、小渕議員は、上記日程で、調査研究テーマを「TPP問題とアジアの農業について」として、東京都の議員会館に赴き、地元選出議員に美作市の現状を報告するとともに、TPP参加が美作市の農業に与える影響等について意見交換を行ったほか、外務省に赴き、外務省職員からアジア諸国の農業問題等について説明を受けたことが認められる。上記行程・内容に照らせば、上記訪問は、市政に関連する調査活動であると認められる。

原告は、情報収集は新聞、インターネット等で十分可能である旨主張するが、新聞・テレビ・インターネット等によって得られる情報は、記者等が収集、整理した情報にすぎず、議員が国会議員との意見交換等を行うことにより得られる情報とはその質や内容を異にするものであり、その必要性は否定されない。

そのほか、原告は、視察日程もない等主張するが、視察内容に照らしてその行程にことさら不審なところはなく、原告の上記指摘も上記認定判断を覆すに足りるものではない。

したがって、上記各支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記各支出が違法であるとはいえない。

オ 整理番号Cイ25～30は、安東議員及び小渕議員が、平成23年8月19日から同月22日までの日程で、沖縄県に赴いた際の交通費、宿泊費、燃料代であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙Cイ4）。

証拠（乙C2、乙Cイ4）及び弁論の全趣旨によれば、上記議員らは、上記日程で、調査研究テーマを「新エネルギーの実証実験施設の研究」として、沖縄県の宮古島等に赴き、宮古島でしか行われていないE3（バイオエタノール燃料）等の実態調査、地下ダムや風力発電施設の見学調査、米軍基地に関する調査を行ったことが認められる。

原告は、沖縄県における新エネルギーの実証実験は、小規模離島における消費電力のすべてを再生可能エネルギーで供給するためのものであり、小規模離島もない美作市との具体的関連性が不明であるし、気候風土の全く違う沖縄を調査することは相当でない旨主張する。

この点、安東議員は、同人作成の陳述書（乙C2）において、宮古島は、新エネルギー実証実験を複数行っており、中でもE3（バイオエタノール燃料）の実証実験は、全国でも宮古島でしか行われておらず、石油燃料に変わる新エネルギーが美作市でも実用可能かについて研修を行う必要があった旨の具体的な説明をしており、その内容は不合理なものではない。

また、原告は、美作市には米軍基地がなく、米軍基地に関する調査をする必要がない旨主張するが、安東議員は、上記陳述書において、美作市は自衛隊のある自治体と隣接しており、米軍基地に関しどのような課題に直面しているか調査する必要があった旨の説明をしており、その内容も不合理なものではない。

したがって、上記各支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものであるとは認められず、上記各支出が違法であるとはいえない。

力 整理番号Cイ32～37は、安東議員が、平成23年6月22日から同月24日までの日程で、東京都に赴いた際の交通費、宿泊費であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙Cイ5）。

証拠（乙C2、乙Cイ5）及び弁論の全趣旨によれば、安東議員は、上記の日程で、調査研究テーマを「公共事業陳情と集客力の現状」として、東京都に赴き、地元選出議員に対し、市内の基幹道路である429号線の整備に関する陳情を行い、近隣村町の状況説明と活性化策の意見交換を行ったこと、渋谷、新大久保コリアンタウン、原宿に赴いたことが認められる。前者の国會議員に対する陳情は、その内容からすれば、市政に関する調査活動であると認められる。

他方で、安東議員が渋谷、新大久保コリアンタウン、原宿に赴いたことについては、一般的にみて観光目的によるものであると推認される。この点、安東議員は、陳述書（乙C2）において、美作市を含む地方にも外国人の流入が見込まれる中にあって、有数のコリアンタウンである新大久保を視察することによってグローバル社会を目指す上での問題点を調査し、渋谷や原宿を視察することによって若者の集客についての示唆を得た旨説明するが、美作市とこれらの都市とでは人口分布や地理的状況等が大きく異なり、調査先として疑問がある上、具体的な調査内容も説明されておらず、調査結果とするところも抽象的な内容にとどまるものであって、観光目的によるものであるとの推認を覆すに足りない。

したがって、上記各支出は、2分の1で按分した額の限度で、政務調査活動との間に合理的関連性が認められず、その限度で上記各支出は違法であり、返還の対象になるというべきである。

キ 整理番号Cエ03は、安東議員による書籍5冊の購入費用であり、その全額を資料購入費として政務調査費から支出したものである（乙Cエ3）。

上記書籍のうち、「米政策の転換、米政策を統括し、民主党『戸別所得補償制度』を考察する」（1575円）、「菜の花エコ辞典 ナタネの育て方・生かし方」（1680円）については、証拠（乙C2）及び弁論の全趣旨によれば、安東議員は、農業問題等に関する活動に取り組んでいることが認められることも踏まえると、市政に関するものであると認められる。

他方で、上記書籍のうち、児童書（1365円）、雑誌（1580円）、雑誌（野菜）（100円）については、証拠上、書籍の題名も不明であり、市政に関するものであるとは認められない。

したがって、上記支出のうち、題名が不明である書籍3冊の購入に係る支出（合計3045円）は、政務調査活動との間に合理的関連性がなく、



違法であるから、原告の主張する 3035 円の限度で返還の対象となるというべきである。その他の書籍 2 冊の購入に係る支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、違法であるとはいえない。

5 (3) 公明党美作市議団

ア 整理番号 D ア 01 は、コピー代であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙 D ア 1）。

一般的に見て、コピー代は、政務調査活動のための資料等の印刷などの対価である場合もあれば、政務調査活動以外の活動のための資料等の印刷などの対価である場合もあると考えられる。

10 被告は、本件においては、上記コピー代は、夕張市の視察研修に関して、夕張市から提供のあった資料を会派で共有するために要したものである旨主張する。しかし、証拠上、コピーした資料の写しなども提出されておらず、コピーした資料の内容や枚数等は明らかにされていないのであり、美作市現金取扱員が領収書（乙 D ア 1）を発行しているという被告の主張を踏まえても、上記支出の全てを政務調査活動のための資料のコピーに要したと認めるに足りない。

したがって、上記支出は、2 分の 1 で按分した額の限度で、政務調査活動との間に合理的関連性が認められず、その限度で上記各支出は違法であり、返還の対象になるというべきである。

20 イ 整理番号 D イ 01 ~ 04、08 は、公明党美作市議団所属の山本雅彦議員及び則本陽介議員（以下、両名を併せて「山本議員ら」という。）が、平成 24 年 2 月 20 日から同月 22 日までの日程で、美作市の会派である美政会、緑政会、清新会所属の議員ら 4 名と共に、岩手県大船渡市などに赴いた際の山本議員らの旅費（整理番号 D イ 01）及び各会派に共通のレンタカ一代等（整理番号 D イ 02 ~ 04、08）であり、山本議員らの旅費については、その全額を、その他の支出については、6 分の 2 で按分し

た額を政務調査費から支出したものである（乙Dイ1、弁論の全趣旨）。

証拠（乙Dイ1）及び弁論の全趣旨によれば、上記議員らは、調査研究テーマを「東日本大震災の被害及び復興状況」とし、具体的な調査研修内容を①東日本大震災による被害状況等及び市議会の活動状況について、②大船渡市復興計画について、③心的外傷ストレス障害（P T S D）のケアについて、④応急仮設住宅入居者の家屋建設状況または計画について、⑤失業者の就業対策状況についてとして、大船渡市役所等を訪問したものであり、その行程、内容は以下のとおりであったと認められる。すなわち、上記議員らは、同月20日、大船渡市役所、仮設住宅及び大船渡漁業組合仮設事務所を訪問し、同市の担当者や同漁業組合の組合長と東日本大震災の被害状況等について談話等をし、同月21日、陸前高田、気仙沼、南三陸、石巻、女川原発、仙台市内において、復旧状況等の視察を行ったものである。なお、上記訪問に関する報告書は、各会派が統一して作成したものであり、他の会派も同報告書を証拠として提出していることが認められる（乙Gイ2参照）。

上記の行程・内容からすれば、上記訪問は、東日本大震災による被害状況や復興状況の調査研究を目的とするものであり、美作市における災害対応の参考となるものということができ、市政に関する調査活動であると認められる。

原告は、美作市の市政との関連性や現地調査の必要性に疑問を呈するが、いずれも理由がないことは、前記(2)ウのとおりである。

さらに、原告は、報告書の記載に照らし現地の状況を調べ何を見極めたか不明であるとか2泊3日の調査研究の内容として、社会通念上考えられない内容であると主張するが、報告書（乙Dイ1）には、大船渡市の担当者から資料の提示と説明を受けたことや、漁業協同組合長との談話の要点や、視察の概要が記載されていることが認められ、視察内容に照らしてそ

の行程にことさら不審なところはなく、原告の上記指摘も上記認定判断を覆すに足りるものではない。

また、原告は、政務調査費が各会派個別に交付されることや各議員によって調査結果は異なるから、報告書も各会派個別で作成すべきであり、報告書を一つにまとめることは許されないかのような主張をするが、収支報告書に添付する報告書が共通であることをもって、会派の行った視察研修と政務調査活動との合理的関連性に疑問を生じさせるものということはできない。

そのほか、原告は、外形上他の会派に随行したにすぎないとか、大船渡市市議会議員の慰問が主目的であるなどと繰々主張するが、抽象的な指摘にすぎず、上記認定判断を覆すに足りない。

したがって、上記各支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記各支出が違法であるとはいえない。

ウ 整理番号Dイ09、11～23は、山本議員らが、平成23年8月2日から同月4日までの日程で、美作市の会派である新政会、緑政会、清新会所属の議員ら4名と共に、北海道夕張市などに赴いた際の山本議員らの旅費（整理番号Dイ09）及び各会派に共通の交通費等（整理番号Dイ11～23）であり、山本議員らの旅費については、その全額を、その他の支出については、6分の2で按分した額を政務調査費から支出したものである（乙Dイ2、弁論の全趣旨）。

証拠（乙Dイ2）及び弁論の全趣旨によれば、上記議員らは、「調査研究テーマを財政再建団体の状況と今後について、風力発電の状況、原子力発電についての研究」として、北海道夕張市等を訪問したものであり、その行程、内容は以下のとおりであったと認められる。すなわち、上記議員らは、同月2日、北海道夕張市を訪問し、同市議会議長から財政再建団体になることの厳しさについて説明を受け、同月3日は北海道寿都郡寿都町を

訪問し、同町役場の職員の案内により、風力発電所の視察等をし、同月4日に北海道を出発して、帰路についたものである。なお、証拠として、同月2日及び同月3日の各報告書（乙Dイ2）が提出されているところ、これらは、上記訪問に参加した各会派の調査研究をまとめたものであり、他の会派も同報告書を証拠として提出していることが認められる。（乙G1、乙Iイ1参照）

上記の行程・内容からすれば、上記訪問は、財政再建団体である夕張市の状況と今後、風力発電の概況、原子力発電についての調査研究を目的とするものであり、市政に関する調査活動であると認められる。

原告は、北海道夕張市が事実上破綻してから4年が経過したこの時期に調査先に選定した理由が不明であると主張するところ、被告は、当時、美作市の財政事情が最も悪いとされていた時期であり、新聞等でも「潜在債務ワースト3」などとして夕張市と比較される中で、美作市が第2の夕張市になっては困るという思いから、同市を視察することとしたと説明しており、その内容自体に不合理な点はない。

原告は、報告書の記載に照らし現地の状況を調べ何を見極めたか不明であるとか2泊3日の調査研究の内容として、社会通念上考えられない内容であると主張するが、同月2日及び同月3日の各報告書（乙Dイ2）によれば、各報告書には、夕張市議会議長による説明の概要やそれを受けたの議員らの感想が記載されていること（8月2日分）、風力発電の利点、今後の北海道寿都郡寿都町における取組の概要が記載されていること（8月3日分）などが認められ、研究の結果が不明であるとはいえないし、視察内容に照らしてその行程にことさら不審なところはなく、原告の上記指摘も上記認定判断を覆すに足りるものではない。

そのほか、原告は、報告書を一つにまとめることは許されないかのような主張をするが、同主張が採用できないことは、前記イのとおりである。

したがって、上記各支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記各支出が違法であるとはいえない。

エ 整理番号Dイ24～27は、山本議員が、平成23年7月11日、美作市の会派である戦気、美政会の議員とともに、福井県にある大飯原子力発電所及び京都府南丹市美山町に赴いた際の山本議員ら分の交通費であり、その全額を政務調査費から支出したものである。（乙Bイ7、乙Dイ3、弁論の全趣旨）

上記訪問の行程・内容、目的は、前記(1)イで認定したとおりである。

原告は、美作市の市政との関連性が不明であると指摘するが、美山町は美作市と同様中山間地域であり、多くの文化遺産が存在し、美作市における文化遺産等をより一層観光施策に活用するための視察である旨の被告の説明に不合理な点はない。

また、原告は、報告書の記載が簡潔であるとか現地に行く必要性も疑わしいと主張するが、抽象的な指摘にすぎず、上記認定判断を覆すに足りるものではない。

したがって、上記各支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記各支出が違法であるとはいえない。

オ 整理番号Dウ03～5は、文具代、インク代、ラベルシール代であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙Dウ1）。

一般的に見て、文具、インク、ラベルシールは、汎用性が高く、政務調査活動に用いられる場合もあれば、政務調査活動以外の活動に用いられる場合もあると考えられる。

被告は、上記文具等は、普段から会派活動に使用しているものであり、それ以外に使用していない旨主張するが、証拠上、上記文具等の全てが政務調査活動に利用されたと認めるに足りない。

したがって、上記各支出は、2分の1で按分した額の限度で、政務調査

活動との間に合理的関連性が認められず、その限度で上記各支出は違法であり、返還の対象となるというべきである。

カ 整理番号Dウ06、07は、切手代であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙Dウ1）。

5 証拠（乙Dウ1）及び弁論の全趣旨によれば、上記切手は、全てはがきサイズの市政報告2通（「平成二十四年新春号」「2012年新春号VOL11」）の送付に使用されたことが認められる。

10 証拠（乙Dウ1の9頁）によれば、上記各市政報告の紙面の3分の1程度に各議員の定例議会における一般質問の概要が記載されていること、上記各市政報告のうち、「平成二十四年新春号」には、冒頭に「美作市議會議員 のりもと陽介」と大きく縁取りされた文字で記載されていること、「2012年新春号VOL11」には、「美作市議會議員 山本まさひこ」と大きく縁取りされた文字で記載されていること、いずれの市政報告にも、冒頭に各議員の顔写真が掲載されて、紙面の3分の1程度にあいさつ文が、末尾に「地域のために働きます」と大きめの文字で記載され、各議員のブログのURLが記載されていることが認められる。

15

20 以上によれば、上記各市政報告は、市政に関する情報を市民に広報する政務調査活動としての側面を有するものの、各議員の氏名が大きく強調されて記載し、顔写真も掲載され、紙面の3分の1もの割合をあいさつ文が占めているうえ、各議員のブログのURLが記載されていることも踏まえると、議員個人の市政活動の紹介を通じて、支援者を獲得、保持するなどの政務調査活動以外の政治活動等としての側面も有するものといわざるを得ない。

25 したがって、上記各支出は、2分の1で按分した額の限度で、政務調査活動との間に合理的関連性が認められず、その限度で上記各支出は違法であり、返還の対象となるというべきである。

キ 整理番号Dウ08は、「『山本まさひこ』市政シャトル便 VOL-9 夏号」と題する広報誌合計2000ないし2500部の印刷代であり、その全額を政務調査費から支出したものである。(乙Dウ1)

証拠(乙Dウ2)によれば、上記広報誌は、冒頭3行にあいさつ文が掲載されているものの、東日本大震災の被災地支援の報告、平成23年6月の定例議会の報告や同議会における同会派の議員による一般質問が整理して掲載されていることが認められ、その内容自体は、市政に関する報告をするものであり、市政に関する情報を市民に広報する側面を有するものの、証拠(乙Dウ1の5頁、乙Dウ2)によれば、その内容は、題名を除き、後述する「公明みまさか通信 VOL-9 夏号」と題する広報誌と全く同じであると認められることからすれば、同広報誌は議員個人をPRし、支援者を獲得・保持するなどの政治活動等としての側面も有するものであると言わざるを得ない。なお、同広報誌の発行部数は、上記のとおり2000部ないし2500部というものであり、正確な部数は不明であるが、上記支出の金額(4万9700円)に照らして、不合理なものではない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、政務調査活動との間に合理的関連性が認められず、その限度で上記各支出は違法であり、返還の対象となるというべきである。

ク 整理番号Dウ09は、「公明みまさか通信 VOL-9 夏号」と題する広報誌合計2000ないし2500部の印刷代であり、その全額を政務調査費から支出したものである(乙Dウ1)。

証拠(乙Dウ1)によれば、上記広報誌の内容は、東日本大震災の被災地支援の報告、平成23年6月の定例議会の報告や同議会における同会派の議員による一般質問が整理して掲載されており、市政に関する情報を市民に広報するものである。

原告は、一般質問及びその質問に対する答弁は議事録(ホームページ等

で公開されている。)で確認できると主張するが、上記広報誌には、被災地支援の報告といった議会報告以外の事項も記載されている上、定例議会の報告についても、議事録を当該会派の視点で整理したものであり、一般質問等を網羅的に記録した議事録とは役割が異なるものである。

5 したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

ケ 整理番号Dウ10は、「公明みまさか通信VOL. 11春号」と題する広報誌合計2000ないし3000部の印刷代であり、その全額を政務調査費から支出したものである(乙Dウ1)。

10 証拠(乙Dウ1)によれば、上記広報誌には、議員が東日本大震災の被災地を訪問した旨の報告のほか、平成24年3月の議会が終了したこと踏まえて、自主防災組織の組織整備状況、獣肉処理場の建設予定等の平成24年度の主な事業や政策の情報が記載されていることが認められ、市政に関する情報を市民に広報するものであるということができる。なお、同広報誌の発行部数は、上記のとおり2000部ないし3000部というものであり、正確な部数は不明であるが、上記支出の金額(5万4831円)に照らして、不合理なものではない。

15 原告は、一般質問及びその質問に対する答弁は議事録(ホームページ等で公開されている。)で確認できると主張するが、前記ケで説示したことと同様に、上記広報誌の記載内容に照らせば、議事録とは役割が異なるものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

コ 整理番号Dウ11は、同会派の議員のホームページ作成料であり、その全額を政務調査費から支出したものである(乙Dウ1)。

一般的に議員個人のホームページについては、市政の報告を行うために

用いられる場合もあれば、同議員個人のPRを行うために用いられる場合もありうる。

この点、本件証拠上、上記ホームページの内容は明らかではなく、同議員個人のPRを行うために用いられている可能性を排斥できないこと、上記支出に関する被告の説明によれば、上記支出は、上記「『山本まさひこ』市政シャトル便 VOL-9 夏号」や上記公明みまさか通信等の広報誌をホームページに掲載するための費用であるというものであり、前記キのとおり、上記「『山本まさひこ』市政シャトル便 VOL-9 夏号」が市政の報告の目的だけでなく議員個人のPRを目的とする側面も有することからすれば、同ホームページには、市政の報告を目的としている部分と議員個人のPRを目的とする部分が相当程度の割合で混在しているものと推認される。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額（小数点以下切り捨て）の限度で、政務調査活動との間に合理的関連性が認められず、その限度で上記各支出は違法であり、返還の対象となるというべきである。

サ 整理番号Dウ12は、市政報告2通（「平成二十四年新春号」「2012年新春号VOL11」）合計約2500部の印刷代であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙Dウ1）。

前記カで認定したとおり、上記各市政報告は、市政に関する情報を市民に広報するという政務調査活動としての側面を有するものの、議員個人の市政活動の紹介を通じて、支援者を獲得、保持するなどの政務調査活動以外の政治活動等としての側面も有するものといわざるを得ない。

したがって、上記支出は、2分の1で按分した額の限度で、政務調査活動との間に合理的関連性が認められず、その限度で上記各支出は違法であり、返還の対象となるというべきである。

(4) 新風会

整理番号乙Eイ01～08は、新風会所属の岡崎正裕議員（以下「岡崎議員」という。）が、平成23年8月19日から同月21日までの日程で、沖縄県に赴いた際の旅費（交通費、宿泊費）であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙Eイ1）。

証拠（乙Eイ1）及び弁論の全趣旨によれば、岡崎議員は、調査研究テーマを「宮古島かんがい事業、地下ダム」として、上記日程で、沖縄県の宮古島に赴き、宮古島の地下ダムの見学を行ったことが認められる。

原告は、宮古島かんがい事業や地下ダムと美作市政の関連性が不明であると主張する。

この点、被告は、美作市と宮古島は地域風土が異なるとはいえ、美作市においてもダムやため池を利用した水資源の確保が求められており、全国的にも類を見ない宮古島の地下ダム等の調査研究を目的として視察を行うことで、地域の自然環境や地形を活用して水資源の確保、活用を行う施策の検討に役立った旨説明しており、内容は不合理なものではない。岡崎議員作成の報告書（乙Eイ1）の内容が、極めて簡略なものであることは否定できないものの、上記見学が美作市市政と関連性がないとは認められない。

したがって、上記各支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものであるとは認められず、上記各支出が違法であるとはいえない。

(5) 清新会

ア 整理番号Gイ01～15は、清新会所属の鈴木悦子議員（以下「鈴木議員」という。）が、平成23年8月2日から同月4日までの日程で、美作市の会派である民政会、緑政会、公明党美作市議団所属の議員ら5名と共に、北海道夕張市などに赴いた際の鈴木議員の旅費（整理番号Gイ01）及び各会派に共通の交通費等（整理番号Gイ2～15）であり、鈴木議員の旅費については、その全額を、その他の支出については、6分の1で按分した額を政務調査費から支出したものである（乙Dイ2、弁論の全趣旨）。

その行程・内容は、前記(3)ウで認定したとおりであり、上記訪問は、財政再建団体である夕張市の状況と今後について、風力発電の状況、原子力発電についての研究を目的とするものであり、市政に関する調査活動であると認められる。また、清新会については、土産代の支出（整理番号Gイ12）が問題とされているところ、証拠（乙Gイ1）及び弁論の全趣旨によれば、視察先に対する土産代3504円のうち、その6分の1である584円を清新会が負担したものであると認められる。この点、土産は、調査先とのコミュニケーションの円滑化に資するものと考えられるから、社会的儀礼の範囲内であれば、調査研究費に該当すると解することができる。この点、上記土産代の金額に照らせば、社会的儀礼の範囲内のものということができ、調査活動に必要な経費と認められる。

原告は、北海道夕張市を調査先に選定した理由や、調査の結果及び報告書の作成方法について疑問を呈するが、いずれも理由がないことは、前記(3)ウのとおりである。

したがって、上記各支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記各支出が違法であるとはいえない。

イ 整理番号Gイ016、18～20、24は、鈴木議員が、平成24年2月20日から同月22日までの日程で、美作市の会派である美政会、緑政会、公明党美作市議団所属の議員ら5名と共に、岩手県大船渡市などに赴いた際の鈴木議員の旅費（整理番号Gイ16）及び各会派が共通のレンタカー代等（整理番号Gイ18～20、24）であり、旅費については、その全額を、その他の支出については、6分の1で按分した額を政務調査費から支出したものである（乙Gイ2）。

その行程・内容は、前記(3)イで認定したとおりであり、上記訪問は、東日本大震災による被害状況や復興状況の調査研究を目的とするものであり、美作市における災害対応の参考となるものということができ、市政に

関する調査活動であると認められる。

原告は、美作市の市政との関連性、現地調査の必要性、調査の結果及び報告書の作成方法等について疑問を呈するが、いずれも理由がないことは、前記(3)イのとおりである。

したがって、上記各支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記各支出が違法であるとはいえない。

(6) 緑政会

ア 整理番号Iイ01～15は、緑政会所属の日笠一成議員及び橋本健二議員（以下、両名を併せて「日笠議員ら」という。）が、平成23年8月2日から同月4日までの日程で、美作市の会派である美政会、清新会、公明党美作市議団所属の議員ら4名と共に、北海道夕張市などに赴いた際の日笠議員の旅費（整理番号Gイ01）及び各会派に共通の交通費等（整理番号Gイ2～15）であり、日笠議員らの旅費については、その全額を、その他の支出については、6分の2で按分した額を政務調査費から支出したものである（乙Iイ1）。

その行程・内容は、前記(3)ウで認定したとおりであり、上記訪問は、財政再建団体である夕張市の状況と今後、風力発電の状況、原子力発電についての研究を目的とするものであり、市政に関する調査活動であると認められる。また、緑政会についても土産代の支出が問題とされているが、調査活動に必要な経費と認められることは、前記(5)アのとおりである。

原告は、調査の結果及び報告書の作成方法について疑問を呈するが、いずれも理由がないことは、前記(3)ウのとおりである。また、原告は、外形上他の会派に随行したにすぎないとか、会派の主体性がないなどと主張するが、抽象的な指摘にすぎず、上記認定判断を覆すに足りるものではない。

したがって、上記各支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記各支出が違法であるとはいえない。

イ 整理番号 I イ 16、18～20、24 は、日笠議員らが、平成 24 年 2 月 20 日から同月 22 日までの日程で、美作市の会派である民政会、清新会、公明党美作市議団所属の議員ら 4 名と共に、岩手県大船渡市などに赴いた際の日笠議員らの旅費（整理番号 I イ 16）及び各会派に共通のレンタカ一代等（整理番号 I イ 18～20、24）であり、旅費については、その全額を、その他の支出については、6 分の 2 で按分した額を政務調査費から支出したものである（乙 I イ 02）。

その行程・内容は、前記(3)イで認定したとおりであり、上記訪問は、東日本大震災による被害状況や復興状況の調査研究を目的とするものであり、美作市における災害対応の参考となるものということができ、市政に関する調査活動であると認められる。

原告は、美作市の市政との関連性、現地調査の必要性、調査の結果及び報告書の作成方法等について疑問を呈するが、いずれも理由がないことは、前記(3)イのとおりである。

したがって、上記各支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記各支出が違法であるとはいえない。

(7) 創造クラブ

ア 整理番号 K イ 01～13 は、創造クラブ所属議員の尾高譽久議員、萬代師一議員、山本重行議員（以下、3 名を併せて「尾高議員ら」という。）が、平成 23 年 11 月 7 日から同月 9 日までの日程で、岡山市の会派である民政会所属の議員ら 2 名とともに、石川県に赴いた際の、各会派共通の旅費等であり、その 5 分の 3 で按分した額を政務調査費から支出したものである（乙 K イ 1）。

証拠（乙 K イ 1）及び弁論の全趣旨によれば、上記議員らは、上記日程で、石川県白石市を訪れて、同市議会から、議会改革に関して、議会基本条例を定めることになった経緯や、その際に考慮した事項等についての説

明を受けたこと、石川県羽咋市を訪れて、同市の職員から過疎化・高齢化対策として、農業の所得が低く、これを改善する必要があり、農業ブランド戦略を展開したほか、空き家を利用した都市住民の移住に向けた活動の内容等について説明を受けたこと、石川県輪島市のキリコ会館等を訪れ、伝統的産業や伝承文化を視察し、市内の春日歌舞伎や宮原獅子舞などの伝承について考えたことが認められる。上記の訪問等は、その内容に照らせば、市政に関する調査活動であると認められる。

なお、証拠（乙Kイ1）によれば、上記支出には、視察先に対する土産代4960円が含まれていることが認められるところ、その金額に照らして、社会的儀礼の範囲内のものということができ、調査活動に必要な経費と認められる。

原告は、報告書の作成方法等について疑問を呈するが、これに理由がないことは前記(3)イのとおりである。

また、原告は、会派の主体性がないとか、外形上、他の会派に随行したと推認できるなどと主張するが、証拠（乙Kオ1）によれば、山本議員は、平成23年6月の定例議会において、地域活性化と観光誘客の先進的事例として、石川県羽咋市の農業ブランド戦略を紹介していることが認められ、上記日程で石川県に赴くより前から、同会派として関心を抱いていたことは明らかということができるから、原告の上記主張は採用できない。

したがって、上記各支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記各支出が違法であるとはいえない。

イ 整理番号Kオ01は、「創造クラブ市政活動報告第2号」と題する会報合計5800部の印刷代及び封筒代であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙Kオ1）。

証拠（乙Kオ1）によれば、上記会報は、冒頭にあいさつ文及び尾高議員らが並んで撮影された写真1枚が掲載されているものの、1頁目から2

10 頁目にかけて平成23年9月、12月の定例議会における同会派の議員による一般質問やこれに対する答弁が整理して掲載されていることが認められ、基本的に市政に関する情報を市民に広報するものであるといえる。

5 原告は、上記会報の発行部数が美作市の世帯数と比較して、あまりにも少數であり、会派の会員向けに送付されているものと推認され、偏りがあると主張する。

15 しかし、本件証拠上、上記会派が、会派の会員に向けて上記会報を配布したと認めるに足りる証拠はないし、会報を発行して、市政に関する情報を市民に広報することは、それに対する市民の意思、意見などを把握、聴取する前提となるものであり、これを効率的に行うため、会派が会報の送付先を選別することは合理的であり、会派が送付先を選別したことをもつて、直ちに政治活動等政務調査活動以外の目的があるともいえない。

15 また、原告は、一般質問及びその質問に対する答弁は議事録（ホームページ等で公開されている。）で確認できると主張するが、会報は、議事録を当該会派の視点で整理するものであり、一般質問等を網羅的に記録した議事録とは役割も異なるものである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

ウ 整理番号K才02、03は、「創造クラブ市政活動報告第1号」と題する会報合計9087部の印刷代、封入作業代、封筒代及びその郵送費用であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙K才1）。

20 証拠（乙K才1）によれば、上記会報は、冒頭にあいさつ文及び尾高議員らそれぞれの顔写真が掲載されているものの、1頁目（第1段落後半）から2頁目にかけて平成23年3月、6月の定例議会における同会派の議員による一般質問やこれに対する答弁が整理して掲載されており、基本的に市政に関する情報を市民に広報するものであると認められる。



原告は、上記会報の配布に偏りがあるとか、ホームページで公開されている議事録で足りる旨主張するが、いずれも認められないことは前記イのとおりである。

したがって、上記支出は、政務調査活動との間に合理的関連性がないものとは認められず、上記支出が違法であるとはいえない。

5

エ 整理番号Kケ01は、コピー用紙代及びプリンターのインク代であり、その全額を政務調査費から支出したものである（乙Kケ1）。

10

一般的に見て、コピー用紙やプリンターのインクは、汎用性が高く、政務調査活動のための資料等の印刷などに用いられる場合もあれば、議員個人としての政治活動のための資料等の印刷など政務調査活動以外の政治活動に用いられる場合もあると考えられる。

15

被告は、本件において、上記コピー用紙及びプリンターのインクを全て政務調査活動の参考資料の印刷や政務調査活動報告の原稿の作成に利用したものである旨主張するが、証拠上、上記コピー用紙及びプリンターの全てが政務調査活動の参考資料、活動報告の原稿の作成にのみ利用されたと認めるに足りる証拠はない。

20

したがって、上記各支出は、2分の1で按分した額の限度で、政務調査活動との間に合理的関連性が認められず、その限度で上記各支出は違法であり、返還の対象となるというべきである（ただし、被告は、整理番号Kケ01の支出について、その領収書金額が5265円であるところ、同会派に係る政務調査費の交付額90万円を日付の古いものから差し引いたところ、上記支出をもって90万円に達したとして、90万円を超える339円をあらかじめ差し引いた額を会派支払額と主張しており、原告は、上記被告の主張を踏まえて、4926円（5265円-339円）の2分の1を否認しているものであるから、上記支出については、原告の主張の限度で返還の対象になるというべきである。）。

25

(8) まとめ

以上によれば、本件各会派に係る違法な支出額は、それぞれ別紙3の本件各会派に係る「認容額」・「合計」欄記載のとおりとなる。

3 被告が各会派に請求すべき金額について

(1) 本件条例によれば、政務調査費は半期ごとに交付されるが、収支報告書の提出は年度ごとに行うこととされているところ、地方自治法及び本件条例は、政務調査費の使途を限定しているから、当該年度において交付を受けた政務調査費のうち、上記使途に適合した支出に充てなかつた残余がある場合には、当該残額はこれを保持する法律上の原因を欠くものとして、不当利得として返還されるべきこととなる。本件条例8条は、このような場合に不当利得返還義務が発生することを明確にしたものであると解される。

さらに、本件条例は、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず、その支出の総額が交付額を上回る場合に、収支報告書上、支出の総額のうちどの部分について政務調査費を充てるのかを明らかにすることを求めているものとも解されない上、使途基準に適合しない支出が認められた場合に別途当該支出分の返還義務を定める規定なども存在しない。そうすると、以上のような条例の定めの下では、政務調査費の収支報告書に使途基準に適合しない支出が計上されていたとしても、当該年度において、使途基準に適合する収支報告書上の支出の総額が交付額を下回ることとならない限り、政務調査費の交付を受けた会派が、政務調査費を法律上の原因なく利得したということはできない（最高裁平成30年11月16日第二小法廷判決・民集72巻6号993頁参照）。

25

したがって、本件条例に基づいて交付された政務調査費について、その収支報告書上の支出の一部が使途基準に適合しないものであっても、当該政務調査費の交付を受けた会派は、当該年度において、収支報告書上の支出の総額から本件使途基準に適合しないものの額を控除した額が政務調査費の交付

額を下回る限度で、市に対する不当利得返還義務を負うことになるものと解するものが相当である。

(2) 本件において、別紙1の「支出額」欄記載の金額が「交付額」欄記載の金額を超える会派（戦気）については、「支出額」欄記載の金額から、「別紙3の認容額」欄記載の金額（使途基準に適合しないと判断した別紙3の本件各会派に係る「認容額」・「合計」欄記載の金額）を控除した額が、別紙1の「交付額」欄記載の金額を下回らないため、市に対する不当利得返還義務があるとは認められない。

この点、創造クラブについては、前記2(7)エのとおり、あらかじめ339円を差し引いた額を会派支払額として原告が請求を行っているから、同会派については、別紙1の「支出額」欄記載の金額が「交付額」欄記載の金額を超えないものと扱うのが相当である。

そして、別紙1の「支出額」欄記載の金額が「交付額」欄記載の金額を超えない会派については、「交付額」欄記載の金額から「支出額」欄記載の金額を控除した額は既に市に返還済みであるものの（前記前提事実(3)）、さらに「別紙3の認容額」欄記載の金額について、不当利得返還義務を負うべきである。

(3) 原告は、被告に対し、本件各会派に対して各不当利得金及びこれに対する平成24年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求するよう求めているところ、後者（附帯請求）は、各相手方が悪意の受益者（民法704条前段）にあたるとして、同日（収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまでの法定利息の支払を請求するよう求めるものと解される。

しかし、前記のとおり、政務調査費からの支出が違法か否か、すなわち、使途基準に適合しないか否かは、政務調査活動との合理的関連性という抽象的な基準による法的評価を含む判断にかかるものであるところ、本件証拠上、本件各会派が、本件各支出時ないし収支報告書の提出時において、本件各支

出が使途基準に適合しないものであると認識していたことを認めるに足りる証拠はない。各支出の適否が、最終的には裁判所の判断によって決せられることからすれば、本件各会派において、各支出が違法な支出であると認識できるのは、本判決確定の日であると解するのが相当であり、同日から悪意の受益者となるというべきである。

第4 結論

以上によれば、被告は、本件各会派のうち友和会、公明党美作市議団、創造クラブに対し、それぞれ、別紙1の該当する「請求認容額」欄記載の金員及びこれらに対する本判決確定の日の翌日から民法所定の年3パーセントの割合による利息の請求債権を有している。被告は、これらの債権の行使を怠っているところ、この不行使を正当化するような事情も見当たらないから、上記各債権の不行使は、違法である。

よって、原告の請求は、被告に対し、上記の各会派に対し上記の各金員及び法定利息の支払を求める限度で理由があるから、この限度で原告の請求を認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 上田賀代

裁判官 安田仁美

裁判官 橋 本 康 平

別紙1

相手方	交付額 (円)	支出額 (円)	請求金額 (円)	別紙3の 認容額 (円)	請求 認容額 (円)
戦気	360,000	394,950	86,910	26,605	0
友和会	720,000	716,341	349,522	110,857	110,857
公明党美作市議団	720,000	711,893	337,943	83,939	83,939
新風会	360,000	214,049	67,210	0	0
清新会	360,000	177,607	132,637	0	0
緑政会	600,000	359,714	265,281	0	0
創造クラブ	900,000	900,339	446,799	2,463	2,463
合計			1,686,302	223,864	197,259